



変動金利定期預金＜単利型＞

（平成27年4月1日現在適用中）

1. 商品名	変動金利定期預金＜単利型＞												
2. 対象となる方	制限ありません。												
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・2年、3年 ・預入時のお申し出により自動継続（利息受取型のみ）のお取扱いができません。 												
4. 預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括してお預入れいただきます。 ・1円（総合口座の場合は1万円）以上 ・1円単位 												
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括してお支払いします。 ・非継続型は、満期日に元利金を指定預金口座にご入金します。 ・総合口座に預入された非継続型は、満期日に元利金を総合口座普通預金にご入金します。 												
6. 利息 （1）適用利率	<ul style="list-style-type: none"> ・預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から6か月ごとに当行が預入の際に提示する大口定期預金、スーパー定期の6か月ものを指標とした利率設定方法により適用利率を変更します。 <p><金利の設定方法></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>金額階層</th> <th>2年もの</th> <th>3年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円未満</td> <td>スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> <td>スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> <td>スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> <td>大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）</td> </tr> </tbody> </table> <p>上乗せ金利（ 、 ）は預入期間中は一定であり、6か月ごとの金利変動時に変更することはありません。</p> <p>自動継続後の上乗せ金利（ 、 ）は、継続時点での金利となるため、継続前の上乗せ金利（ 、 ）と異なる場合があります。</p>	金額階層	2年もの	3年もの	300万円未満	スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	1,000万円以上	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）
金額階層	2年もの	3年もの											
300万円未満	スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	スーパー定期 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）											
300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	スーパー定期300 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）											
1,000万円以上	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）	大口定期預金 6か月ものレート +上乗せ金利（ ）											
（2）利払頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・中間利払日（預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごと応当日）以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日にお支払いする利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率〔利率を変更した時は変更後の利率〕×100%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 												
（3）計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算（円未満切捨て）に 												

<p>(4) 課税</p> <p>(5) 利率情報の 入手方法</p>	<p>より算出します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さま・・・20.315%の分離課税 法人のお客さま・・・総合課税（非課税法人の場合は非課税） 平成25年1月1日以降、復興特別所得税が課され、20.315%（国税15.315%、 地方税5%）の源泉分離課税が適用されています。 当行ホームページ「十六金利インフォメーション」にてご確認いただくか、 窓口までお問い合わせください。 																							
<p>7. 手数料</p>	<p>不要です。</p>																							
<p>8. 付加できる特約 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さまは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率） 個人のお客さまはマル優（少額貯蓄非課税制度）がご利用いただけます。 																							
<p>9. 中途解約時の 取扱い</p>	<p>満期日前に解約する場合は、解約日までに経過した各中間払日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息、ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息の合計額とともにお支払いします。</p> <table border="1" data-bbox="536 882 1310 1256"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中途解約までの期間</th> <th colspan="2">中途解約利率</th> </tr> <tr> <th>2年もの</th> <th>3年もの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日の普通預金利率</td> <td>解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年半未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年半以上2年未満</td> <td>約定利率×70%</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年半未満</td> <td></td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年半以上3年未満</td> <td></td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記利率により算出した支払利息額と既支払利息額との差額を清算します。</p> <p>よって、中間利息支払済の定期預金を中途解約する場合、中間払利息の合計額が中途解約利率により計算した利息額を上回ることがあります。</p> <p>こうした場合には、中途解約利率により計算した利息額以上に支払われた金額について、中途解約時にお返しする定期預金元金から清算させていただきます（中途解約時にお返しする定期預金元金が、預入時の定期預金元本を下回る場合があります）ので、あらかじめご了承ください。</p>	中途解約までの期間	中途解約利率		2年もの	3年もの	6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	1年以上1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%	1年半以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	2年以上2年半未満		約定利率×70%	2年半以上3年未満		約定利率×90%
中途解約までの期間	中途解約利率																							
	2年もの	3年もの																						
6か月未満	解約日の普通預金利率	解約日の普通預金利率																						
6か月以上1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%																						
1年以上1年半未満	約定利率×70%	約定利率×50%																						
1年半以上2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%																						
2年以上2年半未満		約定利率×70%																						
2年半以上3年未満		約定利率×90%																						
<p>10. その他参考と なる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1,000万円までとその利息等が保護されます。 																							
<p>11. 当行が契約している 指定紛争解決 機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772</p>																							